第23回 まぼろしの松江城博覧会

※後に新資料が見つかり、「まぼろし」ではなく実際に開催されたことが分かりました。

詳細は第32回コラムに掲載しています。

7月 21 日、『古事記』編纂 1300 年を記念する「神話博しまね」が開幕しました。学校の夏休みとあいまってやはり親子連れが目立つそうですけれど、縁結びのパワースポットということで女子会グループも多いようです。114 日間にわたる「神話博しまね」のメイン会場となるのは出雲大社周辺ですが、実は、明治 6(1873)年にもこの地において博覧会が開催されています。つまり、同年5月 10 日から 30 日までの間、出雲大社境内と千家尊福宮司宅を会場として「小博覧会」が催されたことが、明治時代の島根県の公文書から読み取れます。(島根県立図書館蔵「自明治六年至同七年 社寺例規」所収)



「社寺例規」表紙(島根県立図書館所蔵)

明治 6 年 4 月 13 日付の「管内限小博覧会之儀御届案」によれば、県は「神官并有志之者共」よりの願い出を、不都合もないようだし福岡県の例もあることだからとして承認しています。ですから、出雲大社の境内と宮司の千家尊福宅では、出雲大社をはじめ諸社寺の「什物」(社寺伝来の工芸品や文書・絵画等か)や「民間所蔵物」(素封家が収集した品々か)が展示され、人々がこれを観覧したことでしょう。

このように、世話人や主催者が、同好者が参会しやすい場所に会場を設定して、趣味的な品物を持ち寄ったり、 地域の特産品を展示したり、収集した鉱石や薬草などを交換して意見や情報を交換しあったりする会は、既に 18 世紀の中頃から各地で行われ、物産会と称されることが多かったようです。有名なのは、エレキテルの製作や寒暖 計の発明で有名な平賀源内が、宝暦十二年(1762)に江戸の湯島天神前にある京屋を会場として開催した「東都薬品会」です。

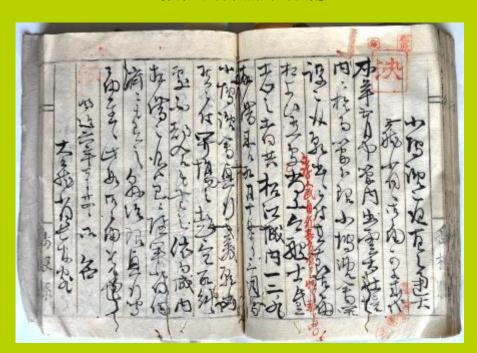
「博覧会」は、幕末に"exposition"を翻訳した言葉です。明治 4 年 5 月に大学南校が主催した物産会は、当初「博覧会」として発議されています。同年 10 月には京都博覧会が開かれました。明治 5 年 3 月湯島聖堂では文部省博覧会が開催され、このころ「博覧会」の名称が定着します。文部省博覧会は、ウイーン万国博覧会への出品物の日本国内での披露を兼ねた勧業博覧会の性格をもっています。大社境内と宮司宅で開かれた「小博覧会」は物産会の系列に連なるものなのでしょう。

さて、明治6年6月10日付の陸軍省長官宛の伺いには、「城内拝借之儀二付御伺案」という標題が付けられています。別に7月24日付の大蔵省長官宛の届では、さきの出雲大社境内での「小博覧会」を前例としながら、陸軍省へは既に伺い済みとことわって、9月10日から3週間の「城内拝借」を届け出ています。

ここでいう「城内」とは松江城の本丸と二之丸を指しているのです。築城以来 250 年もの長い間、藩士であっても上層の家臣しか立ち入ることを許されなかったはずの閉鎖的空間である本丸や天守で、一般の人々の来場を前提とする博覧会を開催しようと企画することからして、大きな時代の転換を感じざるを得ません。

明治6年7月24日付「小博覧之儀左之通大蔵省二御届可相成哉」

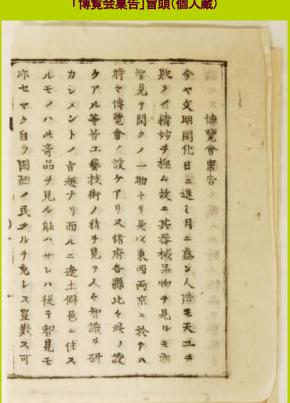
(島根県立図書館所蔵「社寺例規」)



実は、明治5年8月には「徳島旧城博覧会」が開催されていますし、同年3月の第一回京都博覧会は西本願寺・知恩院・建仁寺が会場でしたが、明治6年と7年の第二回・第三回京都博覧会ともなると、京都御所と仙洞御所とがその会場となっているのです。天皇・皇后以下公卿たちが東京に移った後とはいえ、殿上に上れることを無上の光栄とした人々とその長い時代を想起すると本当に隔世の感があります。

なお、明治七年以降五回にわたる松本博覧会は松本城天守を会場として開催されましたが、博覧会からの収益 をもって天守の買い戻し資金に充てようとする意図によるものでした。

さて、直政以来松江松平家に仕えた家老の家には、「博覧会稟告」という木版刷のパンフレットが伝わっていま す。これにより、「城内拝借」しての博覧会の開催のねらいや主催者が判明します。



「博覧会稟告」冒頭(個人蔵)

まず、中核となった幹事には、旧城下の豪商である森脇忠兵衛・清水市右衛門・小豆沢浅右衛門・森脇嘉右衛門・ 相見文右衛門・小西次左衛門の六名が名を連ねています。

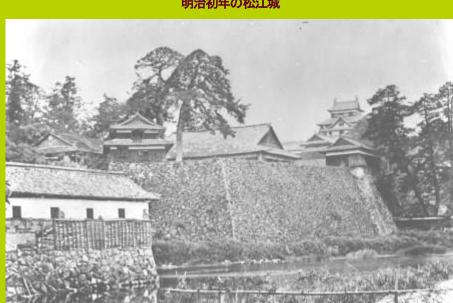
彼らは、東京や京都あるいは各府県に於いては博覧会が開催され、「工芸技術ノ精」を見ることで智識をみがき 見聞を広めることができるが、「辺土僻邑二住スルモノハ此奇品ヲ見ル」ことができないために、狭く古い考えや習 慣にとらわれて新しい取り組みができないままになっていると嘆き、「四方有志ノ諸君」に博覧会への出品を呼びか けています。

また「附告」では「城内」での博覧会の計画を詳細に伝えています。以下、多少の説明を加えながらその概要を列 記してみます。

一、本丸には甲冑・刀・槍をはじめ、巨大な兵器を陳列する。天守閣には「眼鏡(望遠鏡)」を置いて四方が望めるよ うにする。

- 一、二之丸には各国で発明された「新器械」や、内外の物産、社寺あるいは民間の「蔵物(伝来品)」、書画等を陳 列する
 - 一、月見櫓では「茶席・書画席」を設けるとともに「西洋食」を陳列する。
 - 一、「元武具方庭中」には、動物園・植物園と写真場を設ける。

と、まず会場配置が記されています。天守を含めて二之丸のすべてを会場とする予定だったことがわかります。



明治初年の松江城

続いて

- 一、会場は毎日午前8時に開き午後4時に閉める。
- 一、会場内は禁煙とする。
- 一、入場するには「通券(入場券)」を必要とする。入場券は五銭で幼児は無料とする。
- 一、券を持って「三ノ門(大手門脇の石段を登って二之丸に入る位置に設けられていた)」より会場に入り、見終わったら三ノ門で券を渡して出る。もし途中で誤って紛失した場合はもう一枚購入すること。

とあります。明治七年の農家庭先平均米価は1石5円54銭ですから、五銭の入場料は米9合余の販売価格と同等になります。重さに直してみると1.35kg ほどですので、仮に10kgが3,500円で換算すると473円程度になります。「神話博しまね」の神話映像館の入場券は500円ですからほぼ同額といってよいかもしれません。続いて、

- 一、出品は「所蔵物(展示品)」と「売物」とをきちんと区別すること。「所蔵物」には所蔵者名とその住所、展示品の由来などを記すこと。「売物」には価格を記すこと。「売物」に対しては価格の5%を手数料として引き去ること。
 - 一、「売物」の他は手にとってながめてはいけない。

とあって、陳列品の販売を前提とする点は、江戸時代の物産会の名残りを留めていたと言えるでしょう。

なお、陳列品としては、「天産(天然)人造ノ宝器及ビ内外各国ノ器械類」以下、生糸・木綿・麻などの織物、油・酒・たばこ・菓子類、金銀銅などの細工物、漆器・蒔絵や書画・刀剣・武器類などを想定しています。また「雲州国産」として、人参・茶・桐油や荒島石・来待石・大根島石など、広瀬焼・楽山焼・布志名焼や十六島海苔・平田饂飩・松江菓子などがあげられています。

「附告」はさらに、陳列品はすべて「博覧会社」が受け付けること、その輸送費は基本的に出品者の負担とすること、展示品に対しては返却の際に幾分の謝礼をすること、等々細部にわたる取り決めが列挙されています。

ところが、これだけ豊富で詳細な史料が残されているにもかかわらず、陳列品の目録や博覧会そのものの盛況 ぶりを伝える史料が見当たらないのです。

つまり、きちんとした手続きをふんで城内を「拝借」し、緻密な配置設計をして会場を整備したうえ、広く陳列を呼びかけることで開催を周知させたはずなのに、今のところ、実際に博覧会が開催された形跡を確認できないのです。 何かの政治的あるいは社会的事情から、突然中止に追い込まれた可能性も捨てきれませんが、具体性のある背景や理由を推測することが出来ないでいるところです。

松江城博覧会の行方は杳として知れず、まぼろしの博覧会と言わざるを得ないのです。

(平成24年8月1日 松江城部会 山根正明)